

ふるさと岐南応援寄附金（ふるさと納税）返礼品募集要項

令和元年7月1日

改正 令和2年8月21日

令和3年8月12日

令和4年2月14日

令和5年10月1日

令和6年2月1日

1 目的

ふるさと納税制度による岐南町（以下「町」という。）への寄附者に対して感謝の気持ちを伝えるとともに、地域産品の PR や事業者の活性化を図るため、寄附者に地域産品や事業者が行なうサービス等（返礼品）を提供することで、地域経済の活性化を図り町のファンを創出することを目的とする。

2 事業者の要件

次の要件をすべて満たす者。

- ・各法令規則等を遵守し、生産・加工・製造・販売等を行っていること。
- ・町内に主たる事業拠点（本店・支店・事務所・工場等）を有する法人、その他の団体又は個人事業主であること。ただし、次項「3 返礼品の要件」に規定する要件を満たす場合は、この限りではない。
- ・町税等を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

3 返礼品の要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ・平成31年総務省告示第179号第5条に定める地場産品基準を満たすこと。
- ・町（委託業者）からの発注後、速やかに発送できること（原則7日以内）。ただし、生産量、収穫時期等の制限により、通年で提供できない場合はふるさと岐南応援寄附金返礼品申込書（様式第1号）（以下「申込書」という）に明記すること。
- ・飲食物の場合は、原則として寄附者への到着から3日以上の消費期限が保証される商

品であること。サービスの場合は、原則として寄附者への到着から 6 ヶ月以上の期限が保証されるサービスであること。

4 返礼品登録の要件

(1) 返礼品の価格及び寄附金額

- ・返礼品の提供価格は本体価格のほか、梱包代・消費税を含めたものとする。
- ・返礼品の送付に掛かる送料は原則町が負担する。
- ・寄附金額は返礼品の価格が 3 割以下となるよう町が算定し設定する。(別紙表 1 参照)

(2) 登録可能な返礼品数

登録可能な返礼品数は、次のとおりとする。

- ・新規事業者（「返礼品の登録を一度もしたことがない事業者」又は「施行日に返礼品登録がない事業者」）は、上限を 5 品とする。
- ・登録済み事業者（返礼品の提供を開始した事業者）は、寄附実績に応じて増やすことができる。ただし、1 事業者の上限を 20 品とする。なお、返礼品の提供を開始してから 1 年以上を経過したものに限る。
- ・商品のサイズや色等の種類が分かれるものについては、同一価格であれば 1 品とする。

(3) 返礼品登録の審査・決定

提出された申込書に基づき、事業者及び返礼品の要件等の審査を行い、結果を通知する。なお、要件に適合する場合であっても、総合的に判断し登録しない場合がある。

(4) 返礼品登録後の町への報告

次のいずれかに該当するときは、速やかに町へ報告すること。

- ・返礼品の送付に遅延や事故が生じたとき。
- ・返礼品に関して、寄附者から苦情があったとき。
- ・その他申込書の記載事項に変更があったとき又は返礼品の取りやめをするとき。

なお、その場合、「ふるさと岐南応援寄附金返礼品変更（取消）申出書（様式第 2 号）」を提出すること。変更には一定期間を要するため、事実が発生する 1 ヶ月前までに提出すること。提出の遅れにより不利益が生じた場合、町は責任を負わない。

5 事業の流れ

別紙図 1 参照

6 事業者のメリット

- ・登録された返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト等に商品名、紹介文、写真、事業者名等が記載される。
- ・返礼品送付時、パンフレット等を同封し商品等の PR ができる。

7 留意事項

(1) 返礼品の申込

- ・返礼品の提供者（申込者）と生産者等が異なる場合は、返礼品を提供することについて生産者等の承諾を得ること。

(2) 返礼品のポータルサイトへの掲載

- ・ふるさと納税ポータルサイトへの商品掲載にあたり、寄附者にとって魅力的な商品となるよう価格設定、紹介文、写真などを工夫すること（食品の場合、調理や盛付け例等）。ただし、寄附者に誤解を与える内容でないことに留意すること。
- ・ふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の掲載順は町が決定する。

(3) 個人情報の保護

- ・事業者は個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守すること。
- ・寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的に利用しないこと。返礼品送付後、自社商品 PR 用ダイレクトメール発送等のための二次利用は禁止する。

(4) 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、返礼品及び事業者の登録を取り消すものとする。

- ・「2 事業者の要件」又は「3 返礼品の要件」を満たさなくなったとき。
- ・国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- ・申込書の記載内容に虚偽があったとき。
- ・町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ・その他、本要項の要件を満たさなくなったとき。

(5) その他

- ・地場産品基準の遵守について町の調査や確認に応じること。
- ・返礼品の送付に当たっては、寄附者にお礼の言葉を添えるなどの心配りをすること。
- ・返礼品の不備や誤送付があった場合、再送等に掛かる費用は事業者が負担すること。
- ・返礼品に関して寄附者から苦情があった場合は、事業者が真摯に対応し、解決に努めるものとし、町はその瑕疵等について一切責任を負わない。

8 申込み

申込書に必要事項を記入の上、直接又は郵送、電子メールで下記申込先まで提出してください。なお、申込みは年間を通して随時受け付けます。

【申込先】

〒501-6197 羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地 岐南町役場 総務部総務課

電話番号：058-247-1331

E-mail：soumu@town.ginan.lg.jp

表1 寄附金額に対する返礼品の価格設定（例）
下記以外の金額でも取扱い可能です。

寄附金額	返礼品の価格(商品代、消費税、梱包代を含む。)
10,000円	2,701円～3,000円
11,000円	3,001円～3,300円
20,000円	5,701円～6,000円
25,000円	7,201円～7,500円
50,000円	14,701円～15,000円

※送料は原則町が負担します。

図1 事業の流れ

